

大和市告示第53号

大和市がん検診推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年8月1日

大和市長 大 木 哲

大和市がん検診推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市がん検診推進事業実施要綱（平成22年大和市告示第112号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を図るとともに、」を「並びに」に改め、「を図り、もって健康保持及び増進」を削る。

第2条中「乳がん検診（視触診及びマンモグラフィ併用）」を「乳がん検診（マンモグラフィ）」に改める。

第3条中「の対象者」を「を受けることができる者（以下「対象者」という。）」に、「者」を「女性」に改め、同条中「（以下「対象者」という。）」を削る。

第7条第1号中「子宮頸がん検診の対象者で、別表第1に掲げる」を「別表第1に定める子宮頸がん検診の対象者のうち、」に改め、同条第2号中「乳がん検診（視触診及びマンモグラフィ併用）の対象者で、別表第1に掲げる」を「別表第1に定める乳がん検診（マンモグラフィ）の対象者のうち、」に改める。

第8条中「、医療法人徳洲会大和徳洲会病院」を削る。

第9条第2項中「がん検診受診カード」を「市長が別に定める検診受診券」に改め、「全ての」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

検診の種類	年齢区分	生年月日
子宮頸がん検診	19歳	平成11年4月2日から平成12年4月1日まで
	20歳	平成10年4月2日から平成11年4月1日まで
	21歳	平成9年4月2日から平成10年4月1日まで
	23歳	平成7年4月2日から平成8年4月1日まで
	25歳	平成5年4月2日から平成6年4月1日まで
	27歳	平成3年4月2日から平成4年4月1日まで
乳がん検診（マンモグラフィ）	40歳	昭和53年4月2日から昭和54年4月1日まで
	45歳	昭和48年4月2日から昭和49年4月1日まで
	50歳	昭和43年4月2日から昭和44年4月1日まで
	55歳	昭和38年4月2日から昭和39年4月1日まで

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。